

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：三陸土建株式会社（法人番号3400001000708）  
業者の住所：岩手県盛岡市みたけ5-15-12
2. 指名停止措置期間：令和2年4月6日から令和2年4月19日まで  
（2週間）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：  
三陸土建（株）及び同社の現場代理人は、平成30年3月8日、岩手県盛岡市内の土木工事において、工事の安全管理の措置が不適切であったため、作業員1名を死亡させたとして、労働安全衛生法違反により盛岡簡易裁判所から罰金刑を受け、令和2年2月3日に刑が確定した。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

## 参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

○工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

記6 付表第1関係

- (5) 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とすること。